

病児保育室利用者の皆様

隔離室設置のご案内について

京都大学男女共同参画推進センター病児保育室長

平素より病児保育室のご利用ありがとうございます。

当病児保育室では、平成 21年 12月7日から隔離室を設置しました。隔離室とは、通常の保育室から隔てられた別室です。これにより、これまで受け入れをおことわりしていた、発熱や胃腸炎症状のあるお子さんを、安全に保育、看護をすることが可能となります。

普通の病児保育室にお預かりしたお子さんに対して、病気の伝播を防ぐ目的で、医師の判断のもと、お子さんを隔離室に入室または移動させていただくことがあります。

隔離室の対象となるお子さんは、下記のとおりです。いずれも全身状態が安定しており、感染症の確定診断がついていないお子さんが対象となります。

1. 38.5℃以上の発熱
2. 下痢嘔吐症状等、胃腸炎症状のある場合
3. 咳や咽頭痛があるが、マスクの着用が困難な急性上気道炎・気管支炎 その他、保育室利用可能であるが、医師により隔離が必要と判断された場合も含まれます。

隔離室には、通常の保育室と変わらず室内を装飾しており、玩具等も備えております。通常の保育室と異なる点は、①隔離室内は、陰圧であること、②手洗い場とトイレを別途設置していること、③職員が、手袋・マスク・ガウン等の防護具を着用すること、④利用後必要に応じて消毒薬での清掃やリネンや玩具等の消毒を行うことです。隔離室での感染対策につきましては、京大病院の院内感染対策マニュアル（感染制御部作成）に準じて行っております。

また、熱性けいれんなど処置が必要となった場合には、保護者の方への連絡に先んじて、小児科外来の医師や看護師と連携して救急処置を行うことがあります。

不明な点がございましたら、病児保育室職員までお問い合わせください。ご理解とご協力よろしくお願いいたします。